

主任技術者の兼任に関する運用指針

主任技術者の専任を緩和します。

(令和7年2月3日一部改正)

1 主任技術者の兼任について

請負金額が 4,500 万円（建築工事一式は 9,000 万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 以内の場合は 2 件の建設工事を管理できるものとします。

2 兼任できる工事

- ・国、県、市町村等が発注する工事
- ※ただし、発注者により兼任が認められている場合に限る。

3 施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれます。

4 書面による提出書類

- ・主任技術者の兼任届出書
- ・兼任する別途工事のコリンズの写し、特記仕様書等、兼任要件を確認できる資料
- ・配置予定技術者の申請日の前日までに提出するものとする。

5 主任技術者の兼任に求める要件等

- ・求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

6 適用日

- ・令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

7 その他留意事項

- ・監理技術者には適用できません。
- ・適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- ・施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。
- ・解釈及び運用については別紙のとおりとする。

担当
総務部 総務課 契約検査係
0736-33-1218